



熊本県公報

第 1 2 3 4 3 号
平成 26 年 8 月 19 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定 (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新 (") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更 (") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（嵐口加入区・新和町加入区・本渡市加入区） (団体支援課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢者支援課) 3

公 告

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 21 条第 4 項及び第 33 条第 4 項の厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院 (障がい者支援課) 3
- 肥料登録有効期間更新 (農業技術課) 3
- 肥料登録有効期間更新 (") 3
- 平成 26 年度熊本県クリーニング師試験の実施 (薬務衛生課) 4

登 載 依 頼

- 水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会（第 2 回）の開催 (水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会) 5
- 平成 26 年度第 1 回熊本県男女共同参画審議会の開催 (熊本県男女共同参画審議会) 6
- 平成 26 年度第 1 回熊本県私立学校審議会の開催 (熊本県私立学校審議会) 6

告 示

熊本県告示第 824 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。
 平成 26 年 8 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
ハッピー薬局荒尾店 荒尾市荒尾 4 1 6 0 番地 2 5 5	平成 26 年 8 月 1 日

熊本県告示第 825 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。
 平成 26 年 8 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
みやた薬局おあま店 玉名市天水町小天 6 9 8 7 番地の 1 号	平成 26 年 8 月 1 日

福永調剤薬局 宇土市本町六丁目8番地	平成26年8月1日
福永調剤薬局三丁目店 宇土市本町三丁目18番地	平成26年8月1日
おれんじ薬局 水俣市天神町一丁目46番地	平成26年8月1日
合志市社協訪問看護ステーション 合志市須屋2251番地1	平成26年8月1日

熊本県告示第826号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ひまわり薬局	医療機関の名称	ひまわり薬局	ひまわり薬局宇土店	平成26年5月1日
D I 薬局大津店	医療機関の名称	D I 薬局大津店	大津ごふく薬局	平成26年7月1日

熊本県告示第827号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、平成26年8月19日から同年9月2日までの間、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
嵐口加入区	天草市御所浦町御所浦2931番地3 竹部 壽伯 天草市御所浦町御所浦2774番地 脇島 成郎 天草市御所浦町御所浦1632番地 越田 盛幸	嵐口漁業協同組合 御所浦町漁業協同組合	嵐口漁業協同組合 御所浦町漁業協同組合
新和町加入区	天草市新和町大多尾2637番地 浜 悦男 天草市新和町小宮地9542番地2 松田 博文 天草市新和町中田2396番地 竹本 健一	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合
本渡市加入区	天草市本渡町広瀬1112番地6 堀田 淳 天草市志柿町3135番地 永野 公介 天草市楠浦町163番地 濱 野武夫	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第828号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成26年8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人春水会	山鹿中央指定居宅介護支援事業所	山鹿市山鹿1554番地	平成26年9月1日	居宅介護支援

公 告

熊本県公告第425号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認めた。
平成26年8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

精神科病院の名称	精神科病院の所在地
益城病院	上益城郡益城町大字惣領1530番地

熊本県公告第426号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成26年8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1092号	炭酸カルシウム肥料	18.0炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：18.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	安田石灰工業株式会社 八代市花園町9番地14	平成32年8月17日
熊本県肥第1262号	生石灰	30.0粒状苦土生石灰	アルカリ分：100.0 可溶性苦土：30.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	安田石灰工業株式会社 八代市花園町9番地14	平成32年9月27日
熊本県肥第1095号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰三号	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	安田石灰工業株式会社 八代市花園町9番地14	平成32年9月28日

熊本県公告第427号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の

登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成26年8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第139 2号	炭酸カ ルシウ ム肥料	10. 0炭酸 苦土石 灰	アルカリ 分：55. 0 可溶性苦 土：10. 0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	株式会社ヴィザ ックス 玉名郡南関町大 字下坂下482 1-1	平成32 年8月1 5日

熊本県公告第428号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成26年度熊本県クリーニング師試験を次のとおり実施する。
平成26年8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年10月26日（日）
受付時間 午前9時50分から午前10時20分まで
学科試験 午前10時40分から正午まで（1時間20分）
実地試験 午後1時10分から

- (2) 場所 株式会社シロヤパリガン（熊本市西区上熊本二丁目6番7号）

2 試験科目

- (1) 学科試験
ア 衛生法規に関する知識
イ 公衆衛生に関する知識
ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 実地試験（洗たく物の処理に関する知識及び技能）
ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
イ 繊維の鑑別
ウ 薬品の鑑別
エ 長袖ワイシャツ蒸気アイロン仕上げ

3 受験資格

- 第1号又は第2号のいずれかに該当する者であること。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わつた者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続等

- (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
願書は、平成26年8月19日（火）から平成26年9月12日（金）まで、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課又は県内各保健所（熊本市保健所を含む。）で配布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する（ダウンロード可）。なお、願書の郵送を希望する者は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（宛先を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号封筒（1部請求の場合））を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。

(2) 提出書類

- ア 願書
- イ 履歴書
- ウ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
卒業証書の写しの場合、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること（確認後、原本は返却する。）
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本（又は抄本）を提出すること。

エ 写真1枚

出願前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの（写真の裏に、受験希望者の氏名を記入する

- こと。)
- (3) 受験手数料
受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を願書に貼付すること。
- (4) 願書等の提出先
県内に住所を有する受験希望者にあつては、県内各保健所(熊本市保健所を含む。)へ提出すること。
また、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)へ提出すること。
- (5) 願書等を郵送で提出する場合
やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、以下のとおりとする。
ア 手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。
イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替(普通為替)7,600円分を同封し、書留で郵送すること。
- (6) 願書等の受付期間
平成26年8月25日(月)から平成26年9月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送による場合は、平成26年8月25日(月)から平成26年9月12日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (7) 受験票の交付
受験票は、願書等の審査後、願書に記載された受験者の現住所へ送付する。
- 5 合格者の発表
平成26年11月26日(水)午前10時に、合格者の受験番号を熊本県庁本館1階ロビー及び県内各保健所(熊本市保健所を含む。)に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。
また、合格者には合格通知書を送付する。
なお、電話による合格者の照会には一切応じない。
- 6 その他
 - (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの県内保健所(熊本市保健所を含む。)又は熊本県健康福祉部健康局業務衛生課(電話番号096-333-2245)に行うこと。
 - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例(科12年熊本県条例第66号)第22条の規定により、合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、午前8時30分から午後5時15分まで、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
 - (3) 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても返還しない。

登載依頼

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会公告第2号
 水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会を、次のとおり開催する。
 平成26年8月19日
 水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会 会長 石橋 康弘

- 1 開催日時
平成26年8月27日(水)午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁新館2階 201会議室
- 3 検討内容
水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、会議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
 - (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は抽選を行う。
 - (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課政策班

電話096-333-2263

熊本県男女共同参画審議会公告第37号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成26年8月19日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時
平成26年9月9日(火)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
平成26年度版熊本県男女共同参画年次報告書(案)について
- 4 その他
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)

熊本県私立学校審議会公告第1号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成26年8月19日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
平成26年8月25日(月)
午後2時00分から午後4時00分まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
【諮問事項】
(1) 熊本国府高等学校の収容定員に係る学則変更認可について(公開)
(2) 竜北さくら幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可について(公開)
【事前協議事項】
(1) 専門学校東京CPA会計学院熊本校の一般課程の設置に係る事業計画について(公開)
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部総務私学局私学振興課中高等班)
(096-333-2064)